

平成25年 第17回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成25年12月5日(水)
開会 午後3時05分 閉会 午後3時45分
- 2 場 所 丹後庁舎 2階 204会議室
- 3 出席委員名 小松慶三、文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘
- 4 欠席委員名 なし
- 5 説明者 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 木本勝幸、教育理事 竹本 茂、
教育総務課長 藤村信行、学校教育課長 山根直樹、
子ども未来課長 中村八寿子、文化財保護課 吉田 誠、
総括指導主事 後藤幸雄
- 6 書 記 教育総務課長補佐 坪倉武広
- 7 議 事
- (1) 議案第92号 京丹後市学校再配置基本計画について
- (2) 議案第93号 京丹後市立学校ハラスメント防止要綱の一部改正について
- (3) 議案第94号 専決処分について(人権講演会の開催に係る共催について)
- 【追加議案】議案第95号
- (4) 議案第95号 鈴木康友氏講演会・学童野球教室の開催に係る後援について
- 8 その他 諸報告
- 9 会 議 録 別添のとおり(全11頁)
- 10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成26年1月6日

委員長 小松 慶三

署名委員 野木 三司

〔招集者〕 京丹後市教育委員会委員長 小松慶三

〔被招集者〕 文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘

〔説明者〕 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 木本勝幸、教育理事 竹本 茂、
教育総務課長 藤村信行、学校教育課長 山根直樹、
子ども未来課長 中村八寿子、文化財保護課長 吉田誠、
総括指導主事 後藤幸雄

〔書 記〕 教育総務課長補佐 坪倉武広

〈小松委員長〉

ただ今から「平成25年 第17回京丹後市教育委員会定例会」を開催させていただきます。

本日は私ども教育委員といたしまして、古代の里資料館、そしてまた先ほどは間人中学校と見せていただきました。再配置を迎えられる間人中学校、並びにその現状について十分にお話を聞かせていただいたところでございます。そしてまた皆様方に置かれましては、今日は丹後庁舎を使ってということで、お集まりいただきご苦労様でございます。

それでは、次に米田教育長から第16回教育委員会定例会後の諸会議、行事等を中心として、教育長報告をお願い致します。

〈米田教育長〉

それでは、失礼します。

本年も仕事収めまであと20日程度となってきました。この1年を振り返ってみますと、本当に多彩な、重大な、地域を巻き込むという表現が適切かどうかは別にしまして、地域の方々に訴え、理解を求め協力を得ながら進めた大事業がたくさんあったと思っております。教育のまちづくりというテーマを指導の重点や教育改革構想で大事にしておりますけれども、地域に足を運んだ回数も含め、事務局職員一同必死に課題に体当たりしてきたと自信をもって言えると思っております。保育所の統合の問題、それから小・中学校の再配置の問題、小中一貫教育の推進、公民館の編成の問題、また、建国1300年と関連しました様々な講演会やフォーラム、地域やPTAの方々の本当に多くの方々と意見を交わし、支援もいただきながらやってまいりました。しかし、それぞれの問題はまだ軌道に乗ったとはとても言えません。今までの取り組みを振り返りながら、来年もさらに前進させなければいけないと考えております。教育委員の皆さんにおかれましては、京丹後市内の教育課題、教育委員会制度に関わる問題をはじめとして、全国的に話題になっている課題等について、熱心に研修や意見の交流をしていただきましたけれども、今後も、市内の教育の推進について、また今話題になっております全国学力学習状況調査の学校別の成績開示を教育委員会の判断に任せると言った問題、また土曜日の活用も文部科学省の検討委員会では設置者の判断に任せるとの傾向が強いことなどから、教育委員会に丸投げという表現が

良いかどうかは別にして、丸投げされているという課題もあります。研修と同時に意見の交流の機会を来年度も是非充実させて、いろいろとご意見を賜りたいと思っております。来年度も是非、今年の調子でお願いしたいと思います。

それでは、11月6日からの動静について、資料を作っておりますので目を通していただけたらと思います。

【動静表を朗読、説明】

〈小松委員長〉

ただいまの教育長報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

ございませんか。

それでは次に会議録の承認を行います。第16回の署名委員は森委員です。会議録につきましては、お手元に送付しております。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

〈全委員〉

了承。

〈小松委員長〉

異議なしということで、原案どおり承認と致します。

〈小松委員長〉

本日の会議録署名委員の指名を致します。

野木委員を指名致しますのでよろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

議案第92号「京丹後市学校再配置基本計画について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきまして、教育次長の方から提案説明致します。

〈吉岡教育次長〉

議案第92号「京丹後市学校再配置基本計画について」説明をさせていただきます。議案の後ろに資料を付けておりますので、よろしくお願い致します。

学校再配置基本計画の3年ごとの見直しにつきまして、この間の諸条件の変化等を考慮し必要な確認と再検討をした結果、11月6日の協議会で既に説明をさせていただいておりますが、その協議会での協議を踏まえ11月11日に市長協議を行い、現計画を変更しないこととすることしましたので、承認を求めるものでございます。

資料により説明をさせていただきます。

まず、1はじめに をご覧いただきたいと思います。

学校再配置基本計画は、平成22年12月22日に一部修正のうえ議決され、12月27日に教育委員会で承認をされております。この計画は期間を10年間としていることから、3年ごとを目途に見直すこととしています。今年度が計画策定後3年となり、この間の状況の変化等の確認を行い、計画変更の作業を行いました。

次ページ、2把握すべき諸条件の変化等の内容ですが、4項目を掲げています。

3諸条件の変化等の状況に具体的内容を掲げておりますのでこちらで確認をさせていただきます。①推計による児童生徒数に極端な増加又は減少が見られるかですが、表にありますように25年度、28年度の児童数を平成22度の推計、平成25年度と比較すると、極端な増加又は減少は見られません。②推計による児童生徒数の状況から複式学級の編成が見られるかということですが、25年度の推計では平成30年度に丹波小の2・3年生が12人で複式学級を編成する基準12人以下となり、平成31年度に豊栄小学校2・3年生が12人となります。続いて③です。既存の学校施設が引き続き使用できるかということですが、今後使用できなくなる学校施設は特にはありません。④既存校の保護者又は住民の教育環境や教育条件に対する意見はあるかということですが、丹波小学校からの意見が一件ありましたが、その他は特にはありません。

4議会における審議の経過では、市の答弁等について記載をしております。3年ごとの見直し、毎年のローリングとあるが枠組みまで見直すかということについては、条件の大きな社会状況の変化によって、枠組みの見直しに至るようなことがあれば、それを排除していない。また、ローリングして見直せるのは、前期・後期の違い、あるいは、拠点校をどうするかを検討すること、としております。

また、3年後の見直しについては、極端に人数が変わる場合や、大幅な変化があった場合は見直す。よほどの条件が変わらない限り見直しは想定をしていない。議会で議決された計画であり、計画の見直しは、地域としてまとまった考えが示される中では検討しますが、教育委員会からは提案してはいけないと思っています、というふうにしております。

5計画変更の可否についての方向性では、以上のことを踏まえ、諸条件の内容を次のように分析した結果、計画変更はしないこととしました。

①児童数は、極端な増減には至っていない。②平成30年度以降、丹波小と豊栄小で複式学級の編成が予測されますが、複式学級を編成する基準の12人と同数であることから、今後、転入等により複式学級に至らない可能性も否定はできない。③耐震化工事や改修・修繕等により、学校施設の機能に問題がある状態ではない。④再配置をすると示さなかった学区の保護者や地域から再配置に対する意見や要望がほとんどない。

これらのことから、本年度の見直しでは計画変更をしないこととしますが、今後の複式学級の編成の可能性、地域や保護者の意見などを把握しながら、3年後の28年度の時に見直し作業に反映することとします。

以上、学校再配置基本計画の見直しについて説明をさせていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<小松委員長>

議案第92号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<文珠委員>

今回資料で示されています通り、今回の変更の見直しについては必要ないのではないかというふうに感じます。

<小松委員長>

他にございませんか。

<小松委員長>

あくまでも、いろんな諸般の状況が発生した段階でということのを考慮した上で、また28年度に見直しを行うという考え方で良いのですか。

<吉岡教育次長>

先ほど説明しましたように、現段階では見直しを考えていませんが、特別な事情の変化等があった時は、3年後の28年度にそのことを踏まえての検討をした上で、見直しをするかどうかを決めていきたいというふうに考えています。

<小松委員長>

現状によってはよほどのことがない限り、あくまでも3年間、28年度まで継続すると。

<吉岡教育次長>

はい。

<小松委員長>

他にございませんか。

<吉岡教育次長>

ちょっと付け加えさせていただきます。3年ごとの見直しの時に、本来でしたら、見直しをする場合、議会への提案が必要になってくると思っているのですが、今回見直しをしないという形を取りますので、議会とのことについては、また改めて議会と協議をさせていただいて、どういう形で報告をさせていただくかということについてはまた決めたいと思っています。

それと、今回の12月議会の一般質問の中に、学校再配置の質問が若干ありますので、その場でも、教育長から説明していただくことになると思うのですが、今回のことについても説明をさせていただきますので、それによって議会の方がどういう判断をされるかということは、分かりませんので、その時に状況も踏まえて検討させていただきたいと思っております。

<小松委員長>

他にございませんか。

<小松委員長>

それではお諮りを致します。

議案第92号「京丹後市学校再配置基本計画について」につきまして、承認にご異議ご

ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

〈小松委員長〉

続いて、議案第93号「京丹後市立学校ハラスメント防止要綱の一部改正について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これにつきましても、教育次長の方から提案説明します。

〈吉岡教育次長〉

議案第93号「京丹後市立学校ハラスメント防止要綱の一部改正について」説明をさせていただきます。

この要綱は、教職員がセクシャル・ハラスメント及びパワーハラスメントを引き起こすことによる児童生徒の心身に対する影響、教職員の勤務環境等が害されることを未然に防ぐとともに、発生した場合に適切に対応することによってその行為を制止し、教職員及び児童生徒の利益の保護並びに教職員の十分な勤務能率の発揮等に資するために制定されているものでございます。

内容につきましては、京都府が制定しております「京都府立学校ハラスメントの防止に関する要綱」に準じたものとなっておりますが、このたび、別紙通知のとおり府の要綱の改正がありましたので、同様に市の要綱についても改正をするものです。

改正について説明をさせていただきます。新旧対照表を付けておりますので、そちらをご覧くださいと思います。第2条につきましては用語の定義を規定しておりますが、第2号と第3号について、府の例により文言の整理をしております。続いて第4条第3号については、ハラスメントに起因する問題が生じた場合において教職員に望まれる事項を規定しておりますが、教職員が認識しておくことが望まれること、行動をとるように努めることが望まれることについて、教職員自らがハラスメントを受けた場合はもとより、他の教職員や児童生徒がハラスメントを受けたことを認知した場合を加えております。

続いて別表第1です。別表第1は、第4条第1号によるハラスメントをしないようにするために教職員が認識すべき事項を具体的に規定しておりますが、「心構え」の4項について文言整理と具体的な記述をしております。また、第5項に、部活動に関する具体的な内容を追加しております。これに伴い、以下の号を繰り下げさせていただいております。次に別表第2です。別表第2は、第4条第2号による教職員が職場の構成員として良好な勤務及び学習環境を確保するために認識し配慮するように努めなければならない内容として、部活動に係るものを追加しております。続いて別表第4です。別表第4は、第4条第3号によるハラスメントに起因する問題が生じた場合において教職員に望まれる事項を規定し

ておりますが、その具体的な内容として、ハラスメントを認知した場合、迅速かつ適切に対応することを記述しております。

なお、これらの施行期日につきましては、附則で平成26年1月1日とさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

<小松委員長>

議案第93号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見がございましたらお願い致します。

<森委員>

今回のハラスメント防止の要綱の一部改正については問題ないと思うのですが、京丹後市内では、特に事例はないですか。

<木本教育理事>

実はありまして、平成20年に市内の小学校で児童・生徒に対するハラスメント行為がございまして、この時には懲戒処分が停職3月だったと思います。はっきり覚えておりませんが、処分発令と同時に依願退職しました。という例があります。

<文珠委員>

このハラスメント防止要項の一部改正については、府の要綱が改正されるということですが、別表についてもやっぱり同じように改正するという事で理解をしておりますでしょうか。

<吉岡教育次長>

内容はほとんど一緒です。

京都府の要綱についても別表の規定が改正されていますので、同じように改正をさせていただきます。先ほど申し上げました、部活動のことが結構今回詳しく触れられている内容になっています。

<文珠委員>

京都府の要綱は、京丹後市のものと比べると、個人名詞が変わるくらいであとは変わらないということですね。

<吉岡教育次長>

はい。若干言葉遣いとかそういうものは修正している部分がありますが、内容的には一緒です。

<文珠委員>

この要綱は、教職員がハラスメントをした場合、ハラスメントを受けた場合という、児童もそうなのですが、正職員と言うふうに考えればよろしいですか。それとも臨時職員もなのか。それとも、校外からもコーチ等で来ていただいている方も、そういうことの

対象になるのでしょうか。

<吉岡教育次長>

原則としては、正職臨時も関係なしに教職員として雇用されている者は全て該当するというふうに思っています。ボランティアは該当しないと思います。

<小松委員長>

認知という言葉で今回全て書いてあります。この認知というのは、本人の認知というのはどういうふうに考えるのでしょうか。客観的な認知ということですか。

<吉岡教育次長>

そうですね。思われていることは一緒だと思いますが、そういうことが分かった時、分かった人が知らない顔したらダメだとかそういうことで、認知する意識をきちんと持ちなさいということです。

<小松委員長>

そう考えるしかないですね。

<野木委員>

すみません。先ほど木本理事の方からも報告を受けたような事例があるということは分かったのですが、私は、このように細部にわたって一つの基準を作るということは仕方ないことだと思って、それはそういうふうに思うのですが、あまりにもこういう細かくすることによって、本来先生が適正な指導をしようとするときの妨げになるようなことも生まれてくるのではないかなという。厳罰をするときの基準としては非常に分かるのですが、生徒や児童を指導するときの、「適正な」と言う言い方も曖昧な言い方なので、何だかここまで細かくやっていくのは本当に足かせになってしまうというか、非常に現場の教員たちにとってはすごい重りを背負わされたというか、それだけ人を導くということは、そういう崇高なものだなということは分かっているのですが、何か釈然としないものがあります。

だからといってこれを否定しているものではないのですが、現場の先生は大変だろうなというそんな思いがあります。これだけ細かくあるとそういうふうに感じました。だからと言ってこれを否定していませんけども。

<木本教育理事>

おっしゃいますように、一部、例えば報道機関でも、体罰の防止、いじめの防止、ハラスメントの防止、これだけ網がかかってくると現場の教員が直接児童・生徒を指導する場合萎縮してしまわないかと、自分から引いてしまわないかという心配の声が報道機関でも出ていますし、現場の声からも聴いています。ただ、被害者の保護、人権意識、コンプライアンスというものが最優先というこのご時世ですので、やむを得ないかなと思います。過剰に反応しすぎないように、萎縮しないようにというのはちょっと懸念しております。以上です。

〈小松委員長〉

認知という言葉でも、ではそれをどういうふうにするかという、これだけ具体的に挙げてくると捉え方によって、先ほど野木委員が言われたような捉え方も出てくるだろうし、反対に、本当に萎縮してしまわないかなというのは一番気になるころではと思うのですけど。

〈文珠委員〉

そういう意味では、こういった事例が認知された場合、別表第4では、すみやかに管理職の方に報告し相談するようなことが書いてございますが、管理職の方にとっては、受けた相談によってはまた教育委員会に報告なり、またしなかつたりすることがあるわけで、そういう意味では、そういうところに余裕といたしましょうか、考える段階がそこにあるのだなというふうにするわけですが、そういうことは、やっぱり把握はできないだろうと思いますが、やっぱりそういう事例はあるというふうにしていただく方がよろしいですか。出て来てない事もあるという。

〈吉岡教育次長〉

教育委員会の事務局でも気を付けていますので、先ほど教育理事の方から、普段から校園長会で校長等にきちとした指示をさせていただいております。

〈文珠委員〉

分かりました。

〈小松委員長〉

他にございませんか。

〈小松委員長〉

それではお諮りを致します。

議案第93号「京丹後市立学校ハラスメント防止要綱の一部改正について」につきまして、承認することに決定してよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

〈小松委員長〉

続いて、議案第94号「専決処分について（人権講演会の開催に係る共催について）」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これについても、教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第94号「専決処分の承認について」説明をさせていただきます。

今回専決処分を行いましたのは、人権講演会開催に係る共催についてでございます。

講演会は、人権啓発の一環として市長部局が行うものであり、京都犯罪被害者支援センター事務局長による防犯講演会と、元読売テレビアナウンサー羽川英樹氏による人権講演会の2部構成になっておるものです。

会場は峰山総合福祉センター、期日は平成25年12月8日、申請者は京丹後市長となっております。

申請期日が遅かったため、広報等の関係から早急な決定が必要であったことから、京丹後市教育委員会事務委任規則第4条の規定により平成25年11月19日付で専決処分を行いましたので、承認をお願いするものでございます。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

〈小松委員長〉

議案第94号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈文珠委員〉

これは共催の申請ですか。

〈吉岡教育次長〉

共催です。

〈文珠委員〉

チラシには主催と書いてあります。

〈吉岡教育次長〉

書き方のときに、主催として2つ名前を続けて書く場合や、主催を誰々、共催を誰々と書く場合やいろいろとありますので、今回は共催としての申請があったものでございます。

〈小松委員長〉

それではお諮りを致します。

議案第94号「専決処分について（人権講演会の開催に係る共催について）」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

〈小松委員長〉

それでは引き続きまして、追加議案ということで、議案が1件準備されております。議案第95号「鈴木康友氏講演会・学童野球教室の開催に係る後援について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これについても、教育次長が提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第95号「鈴木康友氏講演会・学童野球教室の開催に係る後援について」説明をさせていただきます。

この事業は、プロ野球関係者による事業を開催し、野球を通して青少年の健全育成と地域の活性化に寄与することを目的として実施をされます。

鈴木氏のプロフィールは別紙に付けさせていただいたとおりですが、現在、東北楽天ゴールデンイーグルスのコーチを務め、球団初の日本一に貢献されており、講演会の演題も「楽天優勝の秘訣」となっております。また、2日目には学童野球教室を実施されるというふうに聞いております。

少し余談ですが、鈴木氏は天理高校出身でして、中山市長とは野球部の同級生だそうです。

主催は、ウエスタンリーグ等開催実行委員会、講演会の会場は峰山総合福祉センター、野球教室は峰山球場、期日は平成26年1月18日と19日、申請者はウエスタンリーグ等開催実行委員会 会長 山本博三氏となっております。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

〈小松委員長〉

議案第95号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

ございませんか。

〈小松委員長〉

それではお諮りを致します。

議案第95号「鈴木康友氏講演会・学童野球教室の開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

〈小松委員長〉

以上で本日の議事はすべて終了させていただきました。

続いて5のその他ということで、諸報告、各課報告を順次お願いしたいと思います。

(1) 諸報告

〈教育次長〉

① 「共催」・「後援」に係る11月期承認について

(2) 各課報告

〈教育総務課〉

① かぶと山小学校グラウンド内での車輛破損事故について

〈学校教育課〉

① 12月学校行事予定について

〈文化財保護課〉

① 教育財産（成路分校跡地）の使用許可について

〈小松委員長〉

それでは、以上をもちまして第17回京丹後市教育委員会定例会を閉会致します。ご苦
労様でございました。

〈閉会 午後3時45分〉

[1月定例会 平成26年 1月 6日(月) 午後1時から]